

# 令和4年第6回守山市農業委員会総会議事録

第6回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟3階大会議室において招集する。

令和4年6月10日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

## 1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

### 議第25号～議第27号

議第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第26号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第27号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 27 号～報告第 32 号

報告第 27 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

報告第 28 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 29 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

報告第 30 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 31 号 農地変更届出について

報告第 32 号 諸証明書の交付状況について

2 出席委員は、次のとおりである。

- |    |        |    |        |    |       |
|----|--------|----|--------|----|-------|
| 1  | 北野 豊弘  | 2  | 川島 忠文  | 3  | 林 茂一  |
| 4  | 石田 達男  | 5  | 木村 伊太郎 | 6  | 寺田 久重 |
| 7  | 林 善治   | 8  | 下村 耕   | 9  | 戸田 守晃 |
| 10 | 山本 麻紀代 | 11 | 園田 耕三  | 12 | 寺田 英子 |
| 13 | 秋山 新治  |    |        |    |       |

3 欠席委員は、0 名です。

#### 4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	上畠	敏宏
書記	主幹	西村	拓也
書記	指導員	井上	俊明
農政課	課長	西村	和修
農政課	主事	佐薙	由布紀

#### ○局長

本総会は委員総数 13 名中 13 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 4 年第 6 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

#### ○議長

それでは、令和 4 年第 6 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 1 件、

報告案件 6 件の合計 9 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

11 番 園田 耕三 委員

12 番 寺田 英子 委員を指名いたします。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

これより、議題に入ります。議第 25 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 25 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 25 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 (第 9 条議案の説明)

それでは、ただいま議題となりました議第 25 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第 25 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

キノコの栽培とありますが、菌床栽培か原木の栽培のどちらですか。

○農政課

原木の栽培となります。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議 長

他に質疑はありませんか。

○議 長

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦勞様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 （第7条議題の宣言）

次に、議第26号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第26号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第26号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は2ページ、位置図は2ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は2件でございます。

1番の案件です。(位置図 P3, 4)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 3,000平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

譲受人は 守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん  
〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のと  
おりです。譲受人の経営面積は、675.5 アール、通作距離  
は1.0 キロメートルです。

2番の案件です。(位置図P5、6)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,414 平方メートルの田、  
〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 120 平方メートルの田、 〇  
〇町 〇〇 〇〇〇番〇 100 平方メートルの田、〇〇町  
〇〇 〇〇〇番〇 941 平方メートルの田の4筆です。譲  
渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇  
〇歳。

譲受人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん  
〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のと  
おりです。譲受人の経営面積は、349.4 アール、通作距離は  
0.5 キロメートル程です。

以上の件につきましては、  
農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につしまし  
ては、正當に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第2号の法人要件については、個人であるため適  
用ありません。

第3号の信託要件についても該当せず、

第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、

第5号の下限面積（50アール）についても、面積要件を満たしているため該当しません。

第6号の要件についても該当せず、

第7号の地域調和要件については、今後も水田として利用され、また農薬等の使用などについて、地域の防除基準等に従い利用されるため該当しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第26号の提案理由の説明を終わります。

## ○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1番の案件を●● ●●委員をお願いします。

## ○●番 ●● ●●委員

貸し付けの形になっておりましたが、解約され売買にて取得されるもので、許可相当と思います。

ご審議の程、よろしくをお願いします。

## ○議長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

局長の説明のとおりで、譲り渡し人が体調を崩され農業ができないとのことで、集落内の認定農家に引き受けられることになりました。当該地の周囲は農地ばかりですので、問題とないと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 27 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第27号 農地法第条 5 第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議 長

審議に入る前に、本件の 7 番については関係者に委員がおられるので、最初に本件の 1 番から 6 番を審議いたします。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 27 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 3 ページ、位置図は 8 ページからです。

これは、転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、7 件でございますが、今、議長からもありましたように、まず議題 1 番から 6 番までを説明させていただ

きます。

1 番の案件です。(位置図 P 9, 10)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 112 平方メートルの登記地目は畑で、現況は宅地です。

貸人は、守山市〇〇町〇番地〇〇〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、成年後見人 〇〇 〇〇 さん。借人は 守山市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は賃貸借。事由は（露天）駐車場です。

なお、備考欄に記載のとおり、申請者が相続された時点で、既に無断転用され宅地として利用されていた是正案件であり、これについては顛末書を提出してもらっています。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 11、12)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 99 平方メートルの登記  
地目は畑で、現況は宅地です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さ  
ん 〇〇歳。譲受人は 守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇  
〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のと  
おりで、契約内容は売買。事由は宅地拡大です。

なお、備考欄に記載のとおり、無断転用され宅地の一部  
として利用されていた是正案件であり、これについては顛  
末書を提出してもらっています。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した  
区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設  
等が連たんしている区域であることから、許可相当と考  
えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題  
はなく農地法第 5 条第 2 項に該当しないため、許可相当と  
考えます。

3 番の案件です。(位置図 P 13-15)

この案件は、一時転用事案です。

〇〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 5,306 平方メートルの内  
4,288 平方メートルの畑で、貸人は 〇〇〇町〇〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

次に 〇〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,603 平方メー  
トルの畑で、貸人は 〇〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇  
さん 〇〇歳。

借人は 〇〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり  
で、契約内容は賃貸借。事由は（露天）駐車場で、今年試  
験的に観光農園を営われ、また来年4月にはイベント開催  
も検討されており、令和5年4月30日までの一時転用案  
件となります。

また、2,000 平方メートルを超える農振農用区域内  
農地の農地転用案件ということで、滋賀県農業会議常設審  
議委員会の諮問案件となります。

立地基準の判断については、農業振興地域内の農用地区  
域内農地ではありますが、〇〇〇〇〇土地改良区の同意お  
よび守山市農業振興地域整備計画の達成に支障は無いと  
の回答を得ており、また3年以内の一時転用で限定される  
ことから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

4番の案件です。(位置図 P17、18)

申請箇所は、市街化調整区域内農地と市街化区域農地が含まれております。本申請は、許可案件としております。

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 482平方メートルの畑、同じく 〇〇 〇〇〇〇番 647平方メートルの登記地目は畑、現況は田、同じく 〇〇 〇〇〇〇番 287平方メートルの畑、同じく 〇〇 〇〇〇〇番〇 103平方メートルの畑、同じく 〇〇 〇〇〇〇番〇 402平方メートルの畑、同じく 〇〇 〇〇〇〇番〇 99平方メートルの畑の6筆で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲受人は、守山市〇〇 〇丁目〇番〇〇号 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は貸資材置場です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業同意案件に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、街区中の宅地面積が40%を超えている区域であること、また大半の土地は都市計画法による用途地域が定められている区域であります。これらのことから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

5番の案件です。(位置図 P19、20)

○町 ○○○○ ○○○番○ 185平方メートルの登記地目は田で、現況は宅地です。

貸人は、(被相続人) 守山市○町○○○番地 ○○ ○  
○ さん (相続人) 守山市○町○○○番地 ○○ ○○  
さん、同住所 ○○ ○○ さん、同住所 ○○ ○○  
さん、および東近江市○○町○○○番地○ ○○ ○○  
さん ならびに広島市○区○○○○ ○丁目○番○○-○  
○○○号 ○○ ○○ さん の5人です。

借人は 守山市○○ ○丁目○○番○○号 ○○ ○○  
さん、同住所 ○○ ○○ さんです。

貸人(被相続人)が、土地を取得した時期および原因は

記載のとおりで、契約内容は使用貸借。事由は分化住宅です。

なお、備考欄に記載のとおり、無断転用され宅地として利用されていた是正案件であり、これについては顛末書を提出してもらっています。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、住宅・公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

6番の案件です。(位置図 P21、22)

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 165平方メートル、〇〇〇 〇〇〇番〇 6.91平方メートルの田の2筆です。

譲渡人は、守山市〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は 大津市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は分譲住宅（1区画）です。

なお、備考欄に記載のとおり、〇〇〇町地区 地区計画区域内の土地で、開発許可該当の案件になります。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第27号の議題1番から6番までの提案理由の説明といたします。

## ○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1番の案件を●● ●●委員をお願いします。

## ○●番 ●● ●●委員

集落内にある農地ですが草が生い茂っており、景観上も芳しくありませんでした。今回、転用されて管理されることになりますので、周囲への影響も考えられず、問題はないと思います。

## ○議長

続いて、2番の案件は●● ●●が報告いたします。

○●番 ●● ●●委員

是正案件となりまして、この土地は屋敷内にある農地で、以前は作付けされていましたが、現在は宅地の一部として利用されています。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

この場所は、昨年5月にイベントをされた農地になります。今回は梨狩りと販売に向けての駐車場の一時転用となります。

以上です。

○議長 長

続いて、4番の案件を●● ●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

貸し資材置き場への転用となりますが、将来的には道路沿いが宅地、奥が資材置き場となるようです。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長 長

続いて、5番の案件を●● ●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

譲り渡し人の孫の家を建てたいとのことで、隣地と合わせての計画となりますので、問題はないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長 長

続いて、6番の案件を●● ●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

資材などが置かれており、農地であることを知るべしではありませんでした。この度、地区計画内であることから、分譲宅地となりますが周囲の田には影響ないと思います。

以上です。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

すべての現地を確認させていただきましたが、問題はないかと思います。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

3番の案件ですが、昨年の転用において、地域から危惧されたことがあったと聞いていたのですが、その後、解決されたのでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

前回のことを踏まえて、しっかり対応していくとの取り決めとなりました。

以上です。

○議 長

●● ●●委員、よろしいですか。

○●番 ●● ●●委員

はい。

○議 長

それでは、1番の案件はどうですか。

(質問、無し)

○議 長

次に、2番の案件はどうですか。

(質問、無し)

○議 長

次に、3番の案件はどうですか。

○議 長

事務局に聞きます。駐車される台数の根拠はありますか。

○事務局

集客する人員に対して、一台に3人が乗車されると想定したのと従業員用となります。

○議長

現地は以前の利用のあと農地になっているのですね。

○事務局

はい、農地に戻っています。

○議長

次に、4番の案件はどうですか。

○議長

貸し資材置き場になっていますが、借りる業者はきまっているのですか。

○事務局

はい、賃貸契約書が添付されています。

○議長

4番はよろしいですか。

○●番 ●● ●●委員

転用の目的として「貸し資材置き場」はできるのですか。

○議長

可能です。

○●番 ●● ●●委員

一旦、駐車場として許可を受けながら、第三者に資材置き場として貸すなど、当初の目的と違う方向に利用されている案件も見受けられます。また、資材置き場に転用しては人に貸し、次から次へと資材置き場が申請される事案が多いので、よく調べてほしいと思います。

我々は、農地を守る立場ではありますが、農地の所有者は「売れるのであれば売りたい」との気持ちが強いので、どうすればよいか難しい問題と思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長

そのとおりであり、当初の目的と違う形の利用が散見されるようです。事務局には注意してほしいと思います。

○議長

続いて、5番はよろしいですか。

(質問、無し)

○議長

続いて、6番はよろしいですか。

○議長

担当の委員さんの説明では、雑種地になっているような説明でしたが、是正案件ではないのですか。

○事務局

重機が置いてありましたが、耕作に向けて「畝」が立てられて、農地と判断しております。

○議長

他に質問はありませんか。

○議長

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件の1番から6番は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件の1番から6番は、許可相当とすることに決しました。

○議長

続いて、本件の7番を審議いたします。

本件は農業委員が関係者になることから、農業委員会等に関する法律 第31条(議事参与の制限)「農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ことから、本件の関係者である●● ●●委員に退室を求めます。

(●● ●●委員 退室)

○議 長

それでは、局長に、議題 27 号の 7 番の提案理由の説明をいただきます。

○局 長 (第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 27 号の 7 番の提案理由のご説明を申し上げます。

7 番の案件です。(位置図 P 23、24)

○○町 ○○○○ ○○○番○ 1,385 平方メートルの田で、譲渡人は、守山市○○町○○番地 ○○ ○○さん ○○歳。

次に、○○町 ○○○○ ○○○番○ 1,123 平方メートルの田で、譲渡人は、守山市○○○ ○丁目○番○○号 ○○ ○○さん ○○歳。

次に、○○町 ○○○○ ○○○番○ 1,054 平方メートルの田で、譲渡人は、守山市○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳です。

譲受人は 甲賀市○○町○○○ ○○○○番地 社会福祉法人 ○○○○○○○○ 理事長 ○○ ○○さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は老人福祉施設です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発許可該当の案件になります。また、3,000平方メートルを超える農地転用案件ということで、滋賀県農業会議常設審議委員会の諮問案件となります。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共公益施設(○中学校、○○○○医院)があることから許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第27号の7番の提案理由の説明を終わります。

## ○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告を●● ●●委員にお願いします。

## ○●番 ●● ●●委員

当該地の排水による周囲の田んぼへの影響は無いように思います。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること  
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

説明のとおり、問題は無いと思います。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（第10条発言） 「無し」の声有り

○議長（第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を  
いたします。本件の7番は、許可相当とすることに、ご異  
議ありませんか。

（第10条発言） 「異議無し」との声有

○議長（第17条第2項簡易採決）

よって、本件の7番は、許可相当とすることに決しまし  
た。

○議長

●● ●●委員に入室を認めます。

(●● ●●委員 入室)

## ○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 27 号から報告第 32 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

## ○書 記

報告第 27 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 28 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 29 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

8 件の届出です。内容については記載のとおり  
です。

報告第 30 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸  
借解約通知について

34 件の届出です。内容については記載のとおり  
です。

報告第 31 号 農地変更届出について

1 件の届出です。内容については記載のとおりで  
す。

報告第 32 号 諸証明書の交付状況について

1 件の交付です。内容については記載のとおりで  
す。

以上です。

○議長

ご苦勞様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

○●番 ●● ●●委員

○○○跡地の○○地先の畑が多く解約されています。こ  
の借り人であった方は、どのようになさるのでしょうか。  
また、今後この農地の利用はどのようになるのでしょうか。

○事務局

この方は、今後お父さんのバラ園を継承されるようになり、〇〇からは撤退されます。また、この農地は、続いて貸し付けが予定されています。

○議 長

他にありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 30 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 4 年 6 月 20 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第18条の規定により下記  
に署名する。

11番 園田 耕三 委員

12番 寺田 英子 委員